

## 国民年金保険料 免除申請

経済的な理由などで保険料の納付が困難な方は、免除要件により全額免除・半額免除・4分の1免除・4分の3免除の制度があります。

申請する方は、7月から申請ができます。

免除申請期間は、7月から翌年の7月までの間はいつでもできますが、受付期間が長い分申請忘れも多くなりますので、できるだけ早く手続きをしてください。

また、若年者（30歳未満）を対象として、本人と配偶者の所得で猶予の判断をする「若年者納付猶予制度」、大学生・専門学校生などの学生を対象とする「学生納付特例」もあります。ただし、猶予ですので免除はされません。

一部納付する場合は、次の保険料額（月額）の納付が必要になります。

※未納の場合一部免除が無効になります。

- ・4分の3免除 3,670円
- ・2分の1免除 7,330円
- ・4分の1免除 1万1,000円

対象となる方

①所得の少ない方

②失業により保険料を納付することが困難と認められたとき（離職票などの写しが必要）

③事業の休止または廃止により離職者支援資金貸付制度による貸付金の交付を受けたとき（貸付決定通知書の写しが必要）

免除期間の取り扱い 保険料が未納になっていると、その未納となっている期間は老齢基礎年金の受給額には反映されません。免除を受けると、全額免除は免除を受けた期間の3分の1、4分の3免除は2分の1、半額免除は3分の2、4分の1免除は6分の5が老齢基礎年金の受給額として反映されます。

※この割合は、変更されることはありません。

その他 免除期間中の納付免除を受けた分の保険料は、10年以内であれば追納することができます。この場合、2年を経過した分の保険料は当時の保険料に計算額を上乗せした額が追納額になります。

申請免除に必要なもの 年金手帳、印鑑

※平成21年1月2日以降高浜市に転入した方は、申請者とその配偶者およびその世帯の世帯主それぞれの平成20年分所得（課税）証明書（所得額・

控除額のわかるもの）が必要です。

※今年度・前年度の失業により申請する場合は、雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証などが必要です。

問合せ先

困市民窓口グループ  
☎52-11111（内線216・261）

## 募集

ポルトガル語による  
資源ごみ分別勉強会  
参加者募集

高浜市に住む外国籍の方は、市内人口の約6%で、文化や言葉の違いにより地域の分別収集拠点でのトラブルが起これいます。

転入手続きの際にごみの分別方法について説明を行ってまいりますが、より理解を深めてもらうために高浜エコハウスで外国籍の方の約7割を占めるブラジル国籍の公用語（ポルトガル語）で資源ごみ分別勉強会を開催します。

## 飲酒運転の根絶 6月1日から 飲酒運転に対する行政処分が大幅強化

	旧	新
酒酔い運転	25点	35点免許取り消し (欠格期間3年)
酒気帯び運転 呼気中アルコール濃度 0.15mg/l以上0.25mg/l未滿	6点	13点免許停止 (90日)
酒気帯び運転 呼気中アルコール濃度 0.25mg/l以上	13点	25点 (欠格期間2年)

※欠格期間の上限も5年から10年に引き上げ

注) 欠格期間とは、免許を取り消された場合の再度免許を受けることのできない期間

問合せ先 碧南警察署交通課 ☎46-0110



とき 7月12日(日) 午前9時30分～10時30分

ところ 高浜エコハウス

対象 ポルトガル語が通じる方

定員 30人程度

参加費 無料

受付時間 午前8時45分～

申込方法 7月1日(水)～10日(金)の午前9時～午後5時に電話で通話を指名し、申し込んでください。

問合せ先 困市民生活グループ  
☎52-11111（内線265）